

## 履修等に関する規則

### (受講科目の登録)

第1条 本学学生は、学則第8条別表Ⅰ、第9条別表Ⅱならびに本規則の定めるところにより、4学年にわたる履修計画を立て、必要な必修科目・選択必修科目・選択科目を各学年初めの一定期間内に受講科目を登録し、履修しなければならない。

ただし、編入学生にあつては、学則第8条別表Ⅰ及び第9条別表Ⅱならびに本規則及び本規則別表①の定めるところにより、必要な必修科目・専門選択必修科目・専門教育科目・外国語選択必修科目・選択科目を各年度初めの一定期間内に、編入学生（外国人留学生）は各年度初め又は学期の初め、または本学の定める所定の一定期間内に登録し、履修しなければならない。

### (コース制)

第2条 全学生は(編入学生を除く)、以下のいずれかのコースに所属し体系的履修を行わなければならない。

- (1) 企業経営コース
- (2) 市場創造コース
- (3) 英語国際コース

2. 指導の都合上、英語国際コースの定員を30名とする。ただし、担当教員の判断で30名を超えて所属を認めることがある。

3. コースの選択は学生各自の自由意志によるが、英語国際コースへの希望が定員を超える場合には、選考により所属を決定する。

第3条 本学に編入した学生は、コースへの所属を願い出ることができる。

2. 前項の願い出があつた場合には、教務委員会で審査のうえ、教授会の議を経て可否を決定する。

第4条 コースの申請時期は、英語国際コースは1年次初め、その他のコースは2年次初めとし、学生は定められた期間内に手続きしなければならない。

第5条 所属コースの変更を希望する場合は、これを願い出ることができる。ただし、定員を上回るコースへの転属は、これを認めない。

2. 前項の願い出は、毎年度2月末までに行わなければならない。

3. 第1項の願い出があつた場合には、教務委員会で審査のうえ、教授会の議を経て、次年度からの転属の可否を決定する。

4. コースの転属を許可された場合は、第6条の規定にしたがい転属先のコースに必要な科目履修を行わなければならない。

第6条 コース所属後は学則第8条別表Ⅰおよび第9条別表Ⅱに定める科目につき、本規則別表②「コース別科目配当表」にしたがつて当該コースに必要な科目履修を行わなければならない。

2. 各コースの1年次に配当されている必修科目は、1年次に履修しなければならない。

3. 上級学年に配当される科目の履修は原則としてこれを認めない。ただし、公的資格による単位認定を受けた学生に限り、例外として認めることがある。

第7条 当該コースにおけるコース必修科目およびコース選択必修科目は他のコースにあつては選択科目とする。

第8条 当該コースの選択必修科目の規定単位数を超えて選択必修科目の単位を修得した場合には、選択科目の単位とみなす。

### (受講クラス)

- 第9条 複数のクラスで授業が行われる科目については、学務課で発表したクラス分けにしたがって履修しなければならない。
2. 当該学年に配当してある科目を他学年の者が履修したいとき（再履修・未履修）、その授業が複数のクラスで行われれば、その所属クラスは学務課と相談して決定する。
  3. 複数の教員によりクラスが分担されている同一科目を再履修する場合は、元の教員（またはその後任者）のクラスに所属して履修しなければならない。ただし、再履修者のためのクラスが設置されている場合には、原則として当該クラスに所属する。
  4. 一度定まった所属クラスは許可なしに変更してはならない。ただし、本人が学務課に申し出て教務部長と担当教員の協議の結果、止むを得ないと認められた場合にかぎり、その変更は認められる。

### (履修変更および履修放棄)

- 第10条 履修届をした受講科目は、第11条で定める履修単位の範囲内において、履修変更および履修放棄を認める。（履修放棄の手続きをせず、途中で履修を放棄した場合は成績評価において「D」と評価される）。履修放棄をした科目の成績は評価されない。
2. ただし、必修科目は放棄できないこととする。
  3. 履修変更および放棄は、当該年度の前後期それぞれの授業開始日から2週間以内に申し出るものとする。ただし、学長の判断により、履修変更および放棄期間を延長することがある。

### (履修単位の上限および下限)

- 第11条 履修単位は、各学年において次の範囲内で決めるものとする。

(企業経営コース・市場創造コース)

- 1年次 32～40 単位
- 2年次 32～40 単位
- 3年次 32～40 単位
- 4年次 12～40 単位

(英語国際コース)

- 1年次 34～40 単位
- 2年次 34～40 単位
- 3年次 34～40 単位
- 4年次 12～40 単位

これには再履修科目の単位を含み、教職科目の単位数は含まない。

2. ただし、新たに本学の第1年次に入学し、他大学等の既修得単位を認定された学生の最低履修単位は、既修得単位数を3で除した単位数（小数点以下切上げ）を第1項の1～3年次の最低単位数から減じたものとする。
3. 第1項にかかわらず、編入学生（外国人留学生）の各学年の履修単位は12～40単位とする。
4. 第1項にかかわらず、以下の各号に該当する場合は、各学年の履修単位の上限または下限を変更できるものとする。
  - (1) 長期履修学生制度を利用する場合。
  - (2) 3年次年度末の成績評価において累積GPAが3.5以上の者
  - (3) その他、教務部長が認める場合。

### (履修前提科目)

- 第12条 他の科目の履修を前提とする科目は、科目毎の規則に従い当該科目を履修しなければならない。
2. 科目毎の規則は別表3に定める。

### (一般教養科目の履修条件)

- 第13条 一般教養科目における履修にあつては、学則第8条別表Iに定める人文・自然の各分野から、それぞれ1科目以上の科目履修を行わなければならない。なお、総合分野の科目は人文・社会・自然の

各分野のいずれにも属さないものとする。

#### (専門ゼミナール及び英語特別演習の変更)

- 第 14 条 専門ゼミナールあるいは英語特別演習の所属の変更を希望する場合は、これを願い出ることができる。ただし、定員をすでに充たしている専門ゼミナールあるいは英語特別演習への転属は原則としてこれを認めない。
2. 前項の願い出に対しては、専門ゼミナールあるいは英語特別演習所属変更先志望理由書を提出の上、転属先のゼミナールあるいは英語特別演習担当教員の面接、教務委員会、教授会の議を経て次年度からの転属の可否を決定する。
  3. 第 2 項の願い出は指定された期日までに行わなければならない。

#### (欠席届の提出)

第 15 条 やむを得ず授業を欠席する場合は、欠席届を提出しなければならない。

#### (科目履修の認定と単位の認定)

- 第 16 条 科目の単位認定は、科目試験に加えて、学習報告、ならびに授業における学習状況等を勘案して行う。
2. 前項にかかわらず、教養ゼミナール、専門ゼミナール、実験、実習、実技およびこれらに準ずる科目の単位認定は、論文、学習報告、ならびに授業における学習状況等を勘案して行う。
  3. 本規則別表④に基づき、公的資格による単位認定を行うことができる。

#### (出席時数)

- 第 16 条の 2 出席時数が授業時数の 5 分の 4 に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
2. 授業に出席していても、教員の指示に従わないなど受講態度に問題がある場合は、出席とみなさない。
  3. 第 1 項の取り扱いの詳細は別に定める。

#### (科目試験)

第 17 条 科目試験は各学期末に行う他、授業科目担当者が必要と認めた時期に行うことができる。また、科目試験には追試験・再試験等当該授業に係るすべての試験を含める。

第 18 条 科目試験の際は、正規の学生証を机の上に置き、受験するものとする。学生証のない者は受験することができない。ただし、科目を担当する教員の判断により、受験を認めることがある。

第 19 条 試験中は、座席その他について監督者の命にしたがい、これに反したときは退場を命ずることがある。

第 20 条 科目試験の際、不正受験行為をした者の処置については別に定める。

#### (成績評価)

第 21 条 成績の評価は次のとおり行う。

S	100～90 点
A	89～80 点
B	79～70 点
C	69～60 点
D	59 点以下

2. 学生の学修成果の指針として、毎年度の成績により G P A を計算し学生に通知する。その他 G P A の運用等については、別途「函館大学 G P A 運用規定」に定める。
3. (削除)

### (再試験)

- 第 22 条 4 年次において当該学年の合格単位を含め取得単位が卒業に 12 単位以内不足する場合、当年度の履修科目を対象に、学年末に限り、当該不足単位を限度として再試験を行うことができる。
2. 再試験に合格した者の成績は一律 60 点とし、評価は「C」とする。
  3. 再試験の願出は、指定期間内に学務課へ届け出なければならない。
  4. 再試験の受験料は、1 科目につき 1,000 円とする。
  5. (削除)

### (卒業の要件)

第 23 条 卒業のためには、学則第 8 条別表 I の科目について、本規則第 6 条に従い履修し、所定の 124 単位(教職科目の単位を除く)以上を取得し、必要な条件を満たさなければならない。なお取得単位数が 124 単位以上で学則に定める卒業要件を満たしても、必修科目の単位数または選択必修科目の単位数に不足があれば卒業は認められない。

第 24 条 4 年次の履修登録時において、第 23 条に定める要件を充たすことのできない者については卒業見込証明書を発行しない。

### (卒業論文)

第 25 条 専門ゼミナールⅡ及び英語特別演習Ⅱの単位認定のためには、以下の要領により指定期日中に卒業論文を提出しなければならない。ただし、共著での提出は認めない。

- (1) 提出日 1 月 1 日から 1 月 31 日の間に提出すること  
ただし、休業日は除く
  - (2) 提出 指導教員の検印を得たうえで学務課窓口に提出
  - (3) 書式 教務委員会が定める書式に則り作成・印刷すること
  - (4) 字数 12,000 字以上(英文の場合は 4,800 語以上)
  - (5) 保管 卒業論文は図書館に保管する
2. 専門ゼミナールⅡ及び英語特別演習Ⅱの受講者は、卒業論文の中間報告を行うものとする。

### (規則の改廃)

第 26 条 本規則の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

### (附 則)

1. (削除)
2. この規則は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 62 年 3 月 31 日に 4 年次に在籍し、引き続き昭和 62 年 4 月 1 日以降も在籍する者、および昭和 62 年 3 月 31 日以前に退学し、昭和 62 年 4 月 1 日以降 4 年次に再入学を許可された者に対しては原則として従前の規則を適用する。
3. 昭和 61 年度以前の入学者のうち昭和 62 年 3 月 31 日に 1、2、3 年次に在籍する者に対する科目配当および卒業に要する最低単位数に関しては本規則別表①〔商学・会計コース〕を準用する。  
ただし専門必修科目は次のとおりとし他の専門科目(教職専門科目を除く)の単位を含め合計 72 単位以上を卒業に要する専門科目単位数とする。なお、専門選択必修科目の規定は適用除外する。  
( ) 内数字は単位数を示す。

商学総論(4)	簿記原理(4)
経営学総論(4)	専門ゼミナールⅠ(2)
専門ゼミナールⅡ(2)	原書講読(2)

4. 昭和 62 年度入学者の内、いずれのコースにも所属しない者に対する科目配当および卒業に要する最低単位数に関しては本規則別表①〔商学・会計コース〕を準用する。ただし専門選択必修科目の規定は適用除外し、専門選択科目単位数を 50 単位以上とする。

5. 昭和 61 年度以前の入学者においては、次表の A 欄に掲げる授業科目およびその単位数と B 欄に掲げる授業科目およびその単位数はそれぞれ相互に代替しうるものとする。

A	B
簿記学Ⅰ	簿記原理
簿記学Ⅱ	高等簿記
会計学Ⅰ	会計学総論
会計学Ⅱ	財務諸表論
民法Ⅰ	民法総論または物権法
商法Ⅰ	商法総論または会社法
文学	文学概論または英文学

6. この規則の一部改正（規則名称、第 25 条、第 30 条、別表③）は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
7. この規則の一部改正（第 6 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条）は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学者にあつては、この規則の条文中、教職専門教育科目とあるのは、教職専門科目に読み替えるものとする。
8. この規則の一部改正（第 13 条）は平成 3 年 2 月 1 日から施行する。
9. この規則の一部改正（第 31 条）は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
10. この規則の一部改正（第 18 条、第 20 条）は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
11. この規則の一部改正（第 1 条、第 11 条、別表④）は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
12. この規則の一部改正（第 6 条）は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
13. この規則の一部改正（第 31 条）は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
14. この規則の一部改正（第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条）は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、平成 13 年度入学生から適用する。
15. この規則の一部改正（第 1 条、第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 11 条の 3、第 27 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条）は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 13 年度は、4 年次生の履修単位を 2 単位以上とする。
16. この規則の一部改正（第 8 条）は平成 14 年 1 月 1 日から施行し、平成 12 年度入学生から適用する。
17. この規則の一部改正（第 11 条、別表①）は平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 13 年度入学生から適用する。
18. この規則の一部改正（第 29 条の 2）は平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
19. この規則の一部改正（第 30 条、別表③）は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
20. この規則の一部改正（別表①）は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度入学生から適用する。
21. この規則の一部改正（第 30 条、別表③）は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。
22. この規則の一部改正（第 1 条、別表④）は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
23. この規則の一部改正（第 11 条、別表①）は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し平成 15 年度入学生から適用とし、平成 14 年度以前の大学生は従前の規則による。
24. この規則の一部改正（第 31 条）は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
25. この規則の一部改正（第 6 条）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
26. この規則の一部改正（第 27 条）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
27. この規則の一部改正（第 11 条）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度入学生から適用とし、平成 15 年度以前の入学生は従前の規則による。
28. この規則の一部改正（第 11 条の 2）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度編入学生から適用とし、平成 15 年度以前の編入学生は従前の規則による。
29. この規則の一部改正（第 29 条の 2）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
30. この規則の一部改正（第 31 条）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度入学生から適用とし、平成 15 年度以前に入学したものは従前の規則による。

31. この規則の一部改正（第14条 別表①）は、平成16年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用とする。
32. この規則の一部改正（第1条、第8条、第10条、第11条、第14条、第29条、第30条、第31条）は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学生から適用とし、平成16年度以前の入学生は従前の規則による。
33. この規則の一部改正（別表① 商学科：芸能ビジネスコース）は、平成17年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。
34. この規則の一部改正（別表① 商学科：会計専攻塾、企業家養成専攻塾、福祉ビジネス専攻塾、英語国際ビジネス学科：英語コース、国際ビジネスコース）は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学生から適用する。
35. この規則の一部改正（別表① 商学科：福祉ビジネス専攻塾）は、平成18年4月1日から施行し、平成17年度入学生に遡及し適用する。
36. この規則の一部改正（別表④ 英語国際ビジネス学科）は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度編入学生から適用する。
37. この規則の一部改正（第11条の3）は、平成18年4月1日から施行し、平成17年度入学生から適用する。
38. この規則の一部改正（別表④商学科 英語国際ビジネス学科）は、平成19年4月1日から施行する。
39. この規則の一部改正（別表① 商学科：会計専攻塾、IT専攻塾、ビジネス・アスリート専攻塾、企業家養成専攻塾、福祉ビジネス専攻塾、英語国際ビジネス学科：英語コース、国際ビジネスコース、別表④）は、平成18年4月1日から施行し、平成19年度入学生から適用する。ただし、平成18年度以前の大学生で商学入門（4単位）を必修とする学生は、商学入門（2単位）に読み替えるものとする。
40. この規則の一部改正（第27条第5項）は、平成19年4月1日から施行する。
41. この規則の一部改正（別表①英語国際ビジネス学科：英語コース、国際ビジネスコース）は、平成20年4月1日から施行し、平成17年度入学生に遡及し適用する。
42. この規則の一部改正（別表①ビジネス・アスリート専攻塾）は、平成20年4月1日から施行し、平成17年度入学生に遡及し適用する。
43. この規則の一部改正（第6条第3項）は、平成20年4月1日から施行する。
44. この規則の一部改正（第1条、第8条、第9条、第10条、第11条、第11条の2、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条、第22条、第29条、第30条、第31条）は、平成22年4月1日から施行する。編入生については、2年次編入生は平成23年4月1日から、3年次編入生は平成24年4月1日から適用する。
45. 平成21年度以前の入学者においては、次表のA欄に掲げる授業科目およびその単位数とB欄に掲げる授業科目およびその単位数はそれぞれ相互に代替しうるものとする。

A 欄	B 欄
文学概論	日本文学
英文学	英文学および英語文学
民法総論	民法Ⅰおよび民法Ⅱ
商法総論	商法Ⅰおよび商法Ⅱ
経済学	経済学Ⅰおよび経済学Ⅱ
経済原論	ミクロ経済学またはマクロ経済学
電子計算機概論	コンピュータ・アーキテクチャ
高級言語Ⅰ	アルゴリズムとプログラミング
会計学演習	会計学演習Ⅰおよび会計学演習Ⅱ

46. この規則の一部改正（第23条）は、平成22年4月1日から施行する。
47. 平成21年度以前の入学者においては、次表のA欄に掲げる授業科目およびその単位数とB欄に掲げる授業科目および単位数はそれぞれ相互に代替しうるものとする。

A 欄	B 欄
インターナショナル・ビジネス・コミュニケーションⅠ	インターナショナル・ビジネス・コミュニケーションⅠ、 インターナショナル・ビジネス・コミュニケーションⅡ
ビジネス・コミュニケーション・テスト・ストラテジーⅠ	イングリッシュ・コンポジションⅠ イングリッシュ・コンポジションⅡ
インターナショナル・ビジネス・コミュニケーションⅡ	ビジネス・イングリッシュⅠ ビジネス・イングリッシュⅡ

48. この規則の一部改正（第5条、第21条）は、平成24年4月1日から施行する。

49. 平成 21 年度以前の入学生においては、以下の科目を履修できることとする。( ) 内は単位数)  
 数学 (2)、自然科学概論 (2)、化学 (2)、生物学 (2)、グローバル・カルチャー・スタディーズⅢ (2)、  
 インターナショナル・ビジネス・コミュニケーションⅢ (2)、広告論 (2)、国際マーケティング論 (2)、  
 国際経営論 (2)、会計監査論 (2)
50. 平成 21 年度以前の入学生においては、次表の A 欄に掲げる授業科目及びその単位数と B 欄に掲げる授業  
 科目および単位数はそれぞれ相互に代替しうるものとする。

A 欄	B 欄
商法Ⅲ	会社法
民法Ⅲ	債権法
商学特講Ⅰ、Ⅱ	商学 A 特講Ⅰ、Ⅱ

51. 平成 21 年度以前の入学生においては、次表の A 欄に掲げる授業科目及びその単位数と B 欄に掲げる授業  
 科目及びその単位数はそれぞれ相互に代替できるものとする。

A 欄	B 欄
グローバル・カルチャー・スタディーズⅠ (4 単位)	グローバル・カルチャー・スタディーズⅠ (2 単位) グローバル・カルチャー・スタディーズⅡ (2 単位)

52. この規則の一部改正 (第 1 条、第 5 条、第 14 条、第 18 条、第 29 条の変更、および第 31 条の削除) は  
 平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
53. この規則の一部改正 (第 18 条の 1、第 20 条) は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
54. この規則の一部改正 (第 7 条の改正、第 31 条の新設および付則 1 の削除) は平成 27 年 4 月 1 日から施  
 行する。
55. この規則の全面改正は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。なお、平成 27 年度以前の入学生は従前の規則  
 による。
56. 平成 27 年度以前の入学生においては、次表の A 欄に掲げる授業科目及びその単位数と B 欄に掲げる授業  
 科目及び単位数はそれぞれ相互に代替しうるものとする。

A 欄	B 欄
哲学 (4 単位)	哲学Ⅰ (2 単位)
	哲学Ⅱ (2 単位)
倫理学 (4 単位)	倫理学Ⅰ (2 単位)
	倫理学Ⅱ (2 単位)
心理学 (4 単位)	心理学Ⅰ (2 単位)
	心理学Ⅱ (2 単位)
日本文学 (4 単位)	日本文学Ⅰ (2 単位)
	日本文学Ⅱ (2 単位)
日本文化論 (4 単位)	日本文化論Ⅰ (2 単位)
	日本文化論Ⅱ (2 単位)
地理学 (4 単位)	地理学Ⅰ (2 単位)
	地理学Ⅱ (2 単位)
統計学 (4 単位)	統計学Ⅰ (2 単位)
	統計学Ⅱ (2 単位)
コンピュータ・アーキテクチャ (4 単位)	コンピュータ・アーキテクチャⅠ (2 単位)
	コンピュータ・アーキテクチャⅡ (2 単位)
メンタル・アント・フィジカル・デベロップメント (4 単位)	メンタル・アント・フィジカル・デベロップメントⅠ (2 単位)
	メンタル・アント・フィジカル・デベロップメントⅡ (2 単位)
英語Ⅰ (2 単位)	英語リーディングⅠ (1 単位)
	英語リーディングⅡ (1 単位)
英語Ⅱ (2 単位)	英語リーディングⅢ (1 単位)
	英語リーディングⅣ (1 単位)

英語Ⅲ (2 単位)	英語リーディングⅤ (1 単位)
	英語リーディングⅥ (1 単位)
英語基礎演習Ⅰ (4 単位)	英文法Ⅰ (2 単位)
	英文法Ⅱ (2 単位)
英会話Ⅰ (2 単位)	英語スピーキングⅠ (1 単位)
	英語スピーキングⅡ (1 単位)
英会話Ⅱ (2 単位)	英語スピーキングⅢ (1 単位)
	英語スピーキングⅣ (1 単位)
英語Ⅳ (2 単位)	英語スピーキングⅤ (1 単位)
	英語スピーキングⅥ (1 単位)
イングリッシュ・コンポジションⅠ (2 単位)	英語ライティングⅠ (2 単位)
イングリッシュ・コンポジションⅡ (2 単位)	英語ライティングⅡ (2 単位)
海外事情 (4 単位)	海外事情Ⅰ (2 単位)
	海外事情Ⅱ (2 単位)
経営学総論 (4 単位)	経営学総論 (2 単位)
	経営管理論 (2 単位)
簿記原理 (4 単位)	簿記原理Ⅰ (2 単位)
	簿記原理Ⅱ (2 単位)
会計学総論 (4 単位)	会計学総論Ⅰ (2 単位)
	会計学総論Ⅱ (2 単位)
経営情報システム論 (4 単位)	経営情報システム論Ⅰ (2 単位)
	経営情報システム論Ⅱ (2 単位)
マーケティング総論 (4 単位)	マーケティング総論 (2 単位)
	マーケティング戦略論 (2 単位)
商業史 (4 単位)	商業史Ⅰ (2 単位)
	商業史Ⅱ (2 単位)
国際経済学 (4 単位)	国際経済学Ⅰ (2 単位)
	国際経済学Ⅱ (2 単位)
経営分析論 (4 単位)	経営分析論Ⅰ (2 単位)
	経営分析論Ⅱ (2 単位)
企業分析論 (4 単位)	企業分析論Ⅰ (2 単位)
	企業分析論Ⅱ (2 単位)
民法Ⅲ (4 単位)	民法Ⅲ (2 単位)
	民法Ⅳ (2 単位)
商法Ⅲ (4 単位)	会社法Ⅰ (2 単位)
	会社法Ⅱ (2 単位)
高等簿記 (4 単位)	高等簿記Ⅰ (2 単位)
	高等簿記Ⅱ (2 単位)
財務諸表論 (4 単位)	財務諸表論Ⅰ (2 単位)
	財務諸表論Ⅱ (2 単位)
管理会計論 (4 単位)	管理会計論Ⅰ (2 単位)
	管理会計論Ⅱ (2 単位)
原価計算論 (4 単位)	原価計算論Ⅰ (2 単位)
	原価計算論Ⅱ (2 単位)
職業指導 (4 単位)	職業指導Ⅰ (2 単位)
	職業指導Ⅱ (2 単位)
ミクロ経済学 (4 単位)	ミクロ経済学Ⅰ (2 単位)
	ミクロ経済学Ⅱ (2 単位)
マクロ経済学 (4 単位)	マクロ経済学Ⅰ (2 単位)
	マクロ経済学Ⅱ (2 単位)
金融論 (4 単位)	金融論Ⅰ (2 単位)



	金融論Ⅱ (2単位)
産業構造論 (4単位)	産業構造論Ⅰ (2単位)
	産業構造論Ⅱ (2単位)
日本経済史 (4単位)	日本経済史Ⅰ (2単位)
	日本経済史Ⅱ (2単位)
西洋経済史 (4単位)	西洋経済史Ⅰ (2単位)
	西洋経済史Ⅱ (2単位)
地域経済論 (4単位)	地域経済論Ⅰ (2単位)
	地域経済論Ⅱ (2単位)
経営史 (4単位)	経営史Ⅰ (2単位)
	経営史Ⅱ (2単位)
比較文化論 (4単位)	比較文化論Ⅰ (2単位)
	比較文化論Ⅱ (2単位)
中国語Ⅰ (2単位)	中国語Ⅰ (1単位)
	中国語Ⅱ (1単位)
中国語Ⅱ (2単位)	中国語Ⅲ (1単位)
	中国語Ⅳ (1単位)

57. この規則の一部改正（別表2の改正）は平成30年4月1日から施行する。
58. 平成29年度以前の入学生においては、次表のA欄に掲げる授業科目及びその単位数とB欄に掲げる授業科目及び単位数はそれぞれ相互に代替しうるものとする。

A欄	B欄
体育実技Ⅰ (1単位) または体育実技Ⅱ (1単位)	体育Ⅰ (1単位) 体育Ⅱ (1単位) 体育Ⅲ (1単位) 体育Ⅳ (1単位) 体育Ⅴ (1単位) 体育Ⅵ (1単位) のうちいずれか1科目
体育 (2単位)	体育Ⅰ (1単位) 体育Ⅱ (1単位) 体育Ⅲ (1単位) 体育Ⅳ (1単位) 体育Ⅴ (1単位) 体育Ⅵ (1単位) のうちいずれか2科目
経営組織論	経営組織論Ⅰ

59. この規則の一部改正（第25条の改正）は平成30年度以降に専門ゼミナールⅡもしくは英語特別演習Ⅱに所属する学生が対象となる。
60. この規則の一部改正（第10条（文言の修正）、第11条（履修単位上限の条件変更）、第21条（文言変更）、第22条（再試験の条件変更））は、平成31年4月1日から施行する。
61. 平成30年度以前の入学生においては、次表のA欄に掲げる授業科目及びその単位数とB欄に掲げる授業科目及び単位数はそれぞれ相互に代替しうるものとする。

A欄	B欄
特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法
生徒指導論	生徒指導及び進路指導論

62. この規則の一部改正（別表2の変更）は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。平成30年度以前の入学生は、従前の規則による。
63. この規則の改正（第16条の2）は、平成31年4月1日から施行する。